

## 17. 輸入検査手続等の改善

昭和57年1月30日

経済対策閣僚会議

輸入検査手続等の改善については、昨年12月16日の経済対策閣僚会議において、本年1月末までに具体的な改善措置を取りまとめる旨決定したところである。

この決定を受けて、その後、関係各省庁並びに自由民主党国際経済対策特別調査会その他関係各方面において、市場開放の観点から、出来る限り、国際規格・基準への合致を図り、また、輸入検査手続等の簡素化に努めるなどの基本方針に基づき、検討が行われてきた。

この結果、下記の通り、輸入検査手続等の改善を図るとともに、今後とも諸外国等からの苦情を迅速に処理するものとする。

### 記

1. 諸外国等から改善すべき旨指摘を受けている輸入手続等（99事例）については、別紙1の通り、処理する。

なお、「改善措置を講ずるもの」（67事例）については、出来る限り速やかに具体的措置を実施に移し、また、「引き続き検討を行うもの」（9事例）については、関係各省庁において引き続き鋭意検討を進め、原則として、本年3月末を目途にその検討結果を取りまとめる。

2. 更に、今回、改善措置を講じ又は引き続き検討を行う輸入検査手続等（76事例）について、行政管理庁は、昭和57年度において所要の行政監察を行うべく準備を行う。

3. 輸入検査手続等に係る今回の改善措置等について、外務省等は諸外国に  
対し、また、関係各省庁は地方支分部局や所管の業界団体等に対し、そ  
れぞれ積極的に説明を行い、その理解を得るよう努める。
4. 今後における諸外国等からの輸入検査手続等に関する苦情について、別  
紙2の通り、処應對制の充実・整備を図る。
5. 今後とも、輸入検査手続等の運用に当たっては、市場開放の趣旨にも十  
分配慮し、適正に行う。